明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十二日

大阪市東成区大今里南二丁目九番一三号

勝大産業株式会社

代表取締役　汐見壽香子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十二日

兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目三番三〇号

サンエー技研株式会社

代表取締役　三宅　健

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年九月十二日

香川県丸亀市富士見町一丁目五番一〇号

瀬戸工産株式会社

代表取締役　平田　葉子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本における営業所を閉鎖するので、当社の全ての日本における代表者であるインクラン・セルジオが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年九月十二日

東京都港区六本木四丁目二番三五号アーバンスタイル六本木三河台四〇三号室

グループモデロ・インターナショナル S.A.DE C.V.

日本における代表者

インクラン・セルジオ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である王明珠が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年九月十二日

東京都足立区鹿浜三丁目一七番一九号

厦門市旭日達進出口有限公司

日本における代表者　王　明珠

限定承認公告

本籍広島県安芸郡坂町坂西三丁目四二四五番地、最後の住所東京都国立市谷保四一〇五番地のイ杉本荘一〇二

被相続人　亡　山木戸道明

右被相続人は平成二十三年五月十三日死亡し、その相続人らは平成二十三年八月三十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十二日

東京都新宿区四谷二丁目一四番四号ミツヤ四谷ビル六階四谷共同法律事務所

相続財産管理人山木戸道郎

代理人弁護士　矢野　史子

限定承認公告

本籍東京都大田区仲六郷二丁目二五番、最後の住所東京都大田区仲六郷一丁目四二番八号

被相続人　亡　萩原　愛子

右被相続人は平成二十三年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十三年八月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十二日

神奈川県海老名市国分北一丁目二四番一六―一〇五号

相続財産管理人　中嶌　敏江

限定承認公告

本籍三重県四日市市万古町一二四五番地、最後の住所三重県四日市市羽津山町四番三〇号

被相続人　亡　松浦　紀夫

右被相続人は平成二十一年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年八月二十二日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十二日

三重県四日市市阿倉川町六番一七号

相続財産管理人　田中　利江

限定承認公告

本籍神戸市兵庫区新開地五丁目二番三番合併の一・二番三番合併の二合併地の一、最後の住所神戸市長田区六番町二丁目六番地の一

被相続人　亡　井本　昌宏

右被相続人は平成二十三年五月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年九月二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十二日

神戸市須磨区北落合六丁目三番一―一〇八号

相続財産管理人　澤田三千代

限定承認公告

本籍愛媛県宇和島市遊子二三二六番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区塚本三丁目一番一一号中西アパート一〇二号

被相続人　亡　五百木泰子

右被相続人は平成二十三年五月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年八月三十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十二日

和歌山県橋本市柿の木坂二二番地の一一

限定承認者　見﨑八重子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を、効力発生日を平成二十三年十月十三日として金五千万円減少し、金三十二億二百三十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十一日

掲載頁　一四八頁（号外第一五九号）

平成二十三年九月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を九億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号五十八頁に掲載されています。

平成二十三年九月十二日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

南港プロパティー特定目的会社

取締役　大塚　幹生

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年七月二十七日（号外第百六十三号）中国地方整備局告示第百三十一号（道路に関する件）（原稿誤り）				
二六	上	終りから一二	乃木浜町	乃木浜
同日（同号外）中国地方整備局告示第百三十二号（同）（原稿誤り）				
二六	上	終りから三	乃木浜町	乃木浜
平成二十三年九月五日国会事項欄衆議院の部（原稿誤り）				
一〇一			一三管理部厚生課勤務	管理部厚生課長

◉号外　九月九日付特第四五号四ページ
第一九九号一二八ページ●
I ジ●同月九日付特第四六号二ページ●同月十二日付
同日付政府調達第一七二号三三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）